

朝日町特殊詐欺被害防止機能付電話購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的として、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）を購入する町民に対し、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 朝日町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者でないもの。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる電話機等は、次の各号のいずれにも該当するものとする

- (1) 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの
- (2) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録（以下「推奨品目録」という。）に記載されている特殊詐欺対策電話機又は外付け機器

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払う電話機等の購入費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

2 補助金の交付の申請は、1世帯につき1回に限るものとする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、朝日町特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 購入した電話機等のカタログ、取扱説明書その他当該電話機等の機能が確認で

きる書類の写し

(3) その他、町長が必要と認める書類
(交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに補助金の額を確定し、朝日町特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により、不適当であると認めたときは、補助金の不交付を決定し、朝日町特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、必要な条件を付すことができる。

(請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするときは、朝日町特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 法令、規則又はこの要綱及び町長の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他町長が不適当であると認めたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。